

**次期上津クリーンセンター施設整備に係る  
PFI等導入可能性調査業務委託**

**仕 様 書**

**令和4(2022)年4月**

**久留米市**

## 第1章 総則

### 1 適用範囲

本仕様書は、次期上津クリーンセンター施設整備に係るPFI等導入可能性調査に適用し、本仕様書に記載されていない事項等については、本市と協議の上、これを行うものとする。

### 2 目的

本業務は、次期上津クリーンセンター整備及び運営に関し、民間の専門的な技術、手法、情報、経験を活用したPFI方式及び公設民営方式（以下、PFI方式等という。）の導入の可能性について、定量的・定性的な評価を行ったうえで、総合的な観点から最適な事業方式を選定することを目的とする。

### 3 業務概要

本業務の概要は、以下のとおり。

(1) 業務名

次期上津クリーンセンター施設整備に係るPFI等導入可能性調査業務委託

(2) 業務委託の場所

久留米市上津町2199-35地内

(3) 業務内容

基本事項の整理、事業スキームの検討、事業可能性の検討、意向調査、総合評価、課題整理

### 4 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年10月31日までとする。

### 5 関係法令等の遵守

業務の実施にあたっては、次の関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則

(2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、同法施行令、同法施行規則

(3) 民間資金等の活用による公共施設の整備に関する事業の実施に関する基本方針

(4) 内閣府のPFI事業に関する各種ガイドライン

(5) 廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き

(6) その他関係法令・規則・各種マニュアル等

### 6 照査技術者、管理技術者及び担当者

受託者は、成果物の品質等の照査を行う「照査技術者」、本業務における技術上の管

理及び統括等を行う「管理技術者」、主として業務を担当する「担当者」をそれぞれ配置するものとする。ただし照査技術者、管理技術者及び担当者（以下、各技術者）の兼任は出来ないものとする。

なお、配置する各技術者は以下の要件を満たす者とする。

(1) 管理技術者及び照査技術者

- ①受託者と1年以上の恒常的な雇用関係にあること。
- ②過去10年間（平成24年度～令和3年度）に、国又は地方公共団体（地方自治法昭和22年法律第67号）が発注した以下ア、イのうちいずれかの業務に管理技術者又は照査技術者として従事した実績を有すること。

ア一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設に限る）に係るPFI等導入可能性調査業務  
イ一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設に限る）に係るPFI等アドバイザー（事業者選定支援）業務

(2) 担当者

- ①受託者と1年以上の恒常的な雇用関係にあること。
- ②過去10年間（平成24年度～令和3年度）に、国又は地方公共団体（地方自治法昭和22年法律第67号）が発注した以下ア、イのうちいずれかの業務に管理技術者、照査技術者又は担当者として従事した実績を有すること。

ア一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設に限る）に係るPFI等導入可能性調査業務  
イ一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設に限る）に係るPFI等アドバイザー（事業者選定支援）業務

## 7 業務管理

- (1) 受託者は、契約後速やかに業務計画を作成し、本市の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、業務計画が確実に実施できる執行体制を整備し、業務の指揮、監督を行うこと。
- (3) 受託者は、本市より業務状況の報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

## 8 提出書類等

受託者は、次の書類を遅滞なく提出するものとする。

(1) 着手前提出書類

- ①業務着手届
- ②業務工程表
- ③業務計画書
- ④管理技術者及び照査技術者届（経歴書等を添付）
- ⑤各技術者が、受注者と1年以上の恒常的な雇用関係にあることを証明できる書類
- ⑥その他必要な書類

## (2) 業務完了提出書類

- ①業務完了届
- ②成果品
- ③業務範囲を記した書類
- ④その他必要な書類

## 9 資料の貸与等

本業務の遂行にあたり、必要に応じて本市が所有している既存資料及び文献等について貸与する。受託者が資料の貸与を受ける場合は、そのリストを作成し本市に提出するものとし、貸与された資料は、業務完了時にすべて返却するものとする。

## 10 打合せ及び議事録の作成

受託者は、適正かつ円滑な業務遂行のため、本市と打合せを行うものとする。管理技術者及び担当者については4回（業務着手時、中間2回、成果品納入時）、照査技術者については2回（業務着手時、成果品納入時）出席することとする。その他、必要に応じて本市と打合せを行うものとする。

また、打合せの都度、速やかにその議事録を作成し、本市に提出するとともに、相互に確認を行うものとする。

## 11 土地への立ち入り等

受託者は、業務を実施するために公有地や私有地に立ち入る場合は、本市や関係者と十分な協議を行い、業務が円滑に進捗するよう努めるものとする。

## 12 関係官公庁等との協議

受託者は、本業務の実施にあたり、本市が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、本業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

## 13 秘密および中立性の保持

受託者は、本業務の遂行により知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

## 14 疑義の解決

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合、受託者は本市と十分な打合せ及び協議を行い、業務の遂行に支障のないように努めなければならない。

## 15 留意事項

- (1) 受託者は、次期上津クリーンセンター施設整備基本計画、久留米市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を踏まえた上で、業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、円滑に事業化するために必要となる事項について技術支援及び助言等を行うものとする。
- (3) 受託者は、本市と関係機関等との協議に際し、本市より要請があれば出席し、技術支援及び助言等を行うものとする。
- (4) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

## 16 検査

- (1) 受託者は業務遂行後、所定の手続きを経て本市の検査を受けなければならない。
- (2) 本業務は、本市の検査合格をもって完了とする。なお、納品後に成果品に記入漏れや誤りなどの不備が発見された場合は、受託者の負担において速やかに訂正しなければならない。

## 17 成果品

成果品は次のとおりとする。

- |                             |             |
|-----------------------------|-------------|
| (1) P F I 等導入可能性調査報告書       | 3 部 (A 4 版) |
| (2) P F I 等導入可能性調査報告書 (概要版) | 3 部 (A 4 版) |
| (3) その他本業務に関し、本市が必要とするもの    | 1 式         |
| (4) 上記成果品全ての電子媒体 (C D-R 等)  | 1 式         |
- データの形式については、事前に本市と協議すること。

## 18 その他

本市が必要と認めた時は、業務の変更若しくは停止を命ずることができる。この場合の変更等については、本市、受託者協議の上契約金額を増減するものとする。

## 第2章 業務の内容

### 1 基本事項の整理

#### (1) 事業概要の整理

本市策定の次期上津クリーンセンター施設整備基本計画に基づき、次期施設における基本条件（施設の概要、立地条件、施設規模、処理対象ごみ量、計画ごみ質、公害防止基準、余熱利用計画、施設の整備内容等）を整理する。

#### (2) 事業方式の整理

P F I 方式等毎に以下の項目について整理する。

- ① 事業方式の概要
- ② 公共と民間の責任及びリスク
- ③ 資金調達、設計、建設、運営（運転・維持管理）の業務主体と施設の所有権
- ④ 導入されている施設の整備事例（事業スキームや事業期間等含む）
- ⑤ 一般廃棄物処理施設における導入事例及び採用実績等
- ⑥ ⑤における余熱利用施設や付帯施設の事例

#### (3) 法的条件等の整理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、地方自治法等現行の法制度を踏まえ、P F I 方式等で本事業を実施する場合の法的条件や留意事項を整理する。

また、固定資産税や都市計画税等の税制度についても P F I 方式等を導入した場合における影響について整理する。

#### (4) 交付金等支援措置の整理

交付金、税制優遇及び金融上の支援措置等、事業採算性を向上するための支援措置について検討する。なお、支援措置については、国等において適宜、検討されていることから最新の情報を反映すること。

### 2 事業スキームの検討

#### (1) 事業方式の検討

基本事項の整理等を踏まえ、本事業で想定される事業方式を検討する。

#### (2) 事業形態の検討

P F I 方式等における事業形態（サービス購入型、独立採算方等）を整理し、本事業への適合性を検討する。

#### (3) 業務範囲の設定

本事業において P F I 方式等で実施する場合に、本市で実施する業務範囲と民間事業者で実施する業務範囲を設定する。

#### (4) リスク分担

本事業を P F I 方式等で実施する場合のリスクを抽出し、リスク分担の基本的考え方を整理するとともに、リスク分担の設定を行う。

### 3 事業可能性（経済性）の検討

#### （1）総事業費等の設定

公設公営方式で実施する場合の施設の建設工事費、運営費、維持管理費等について算出又は整理し、総事業費を設定する。

#### （2）VFMの算定

事業スキームの検討を踏まえ、導入効果が期待される事業方式について、以下の手順を基にVFMを算定する。

- ① VFMの考え方、算定手順、前提条件等の整理
- ② PSCの算定
- ③ 各事業方式（公設公営除く）のLCCの算定
- ④ PSCと各事業方式のLCCの算定結果の整理
- ⑤ 現在価値換算など必要な調整を行ったVFMの算定及び検証

### 4 民間業者の意向調査

民間事業者の参加意欲や事業費を把握するために、プラントメーカーなどの民間事業者に対する市場調査を実施し、回答の精査整理、必要に応じてヒアリング調査を行うものとする。

また、本調査には、建設・運営（運転維持管理）部門における地元企業及び地元採用状況等を含めることとする。

### 5 事業方式の総合評価

各事業方式を総合的に評価し、本市が実施する対象事業の施設整備及び運営事業について、以下の3つの視点について個別に評価を行い、各視点の評価をまとめた総合評価を行い、本市の対象事業に最も適した事業方式を選定する。

なお、評価方法、評価項目、評価の視点、評価基準等について明確にすること。

#### （1）定量的評価

VFMの観点、スケジュールの観点等に係る評価を行う。

#### （2）定性的評価

同種施設におけるPFI等導入実績及び民間ノウハウの活用可能性等に係る評価を行う。

#### （3）民間事業者の参入意向

事業方式ごとの本事業への参入意向から評価を行う。

### 6 事業実施にあたっての課題整理

前項で抽出した事業方式を採用する場合において、必要となる作業とその課題等について整理すること。